平成２６年（フ）第２１３号
山梨県笛吹市石和町広瀬66番地５　レジデンスクレイン207号、前住所山梨県笛吹市八代町高家881番地５
債務者　吉丸　孝一
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
山梨県笛吹市石和町東高橋115番地１　増田住宅Ｂ、前住所山梨県笛吹市八代町高家881番地５
債務者　吉丸ゆかり
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
山梨県中巨摩郡昭和町西条3796　ストロベリーハイツ501号室、住民票上の住所山梨県甲斐市西八幡4148番地　山本住宅５
債務者　手塚　孝一
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
山梨県甲府市中小河原町227番地11
債務者　野中　達也
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
山梨県笛吹市石和町広瀬612―１　105号室、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町川中島1607番地130　いざかやフジ内
債務者　内藤　裕信
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
静岡県掛川市沢田287番地の１
債務者　内田　　治
１　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
静岡県掛川市富部858番地の１
債務者　太田　誉子
１　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
佐賀市大和町大字久池井866番地５
債務者　池田　祐太
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
佐賀市高木瀬東６丁目７番67号　県営城北団地
債務者　井上　教江
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
佐賀市神園３丁目17番36番　サライ弐番館
債務者　田中ひとみ（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
佐賀市高木瀬西１丁目５―４―202号、住民票上の住所佐賀市高木瀬東６丁目７番67号
債務者　井上　秀俊
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
佐賀県鳥栖市神辺町1038番地
債務者　音成　和久
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
佐賀市高木瀬東６丁目７番67号
債務者　田中絵里香（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
佐賀県神埼市神埼町姉川1580番地６Ｂ―ＩＮハウス206
債務者　角道　智彦
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1029番地９
債務者　小嶋ますみ
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９１号
宮城県大崎市古川福浦３丁目11番24号
債務者　鈴木　博子
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３００号
岐阜市大菅北21番24―101号コーポ11
債務者　近藤　里美
１　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　岐阜地方裁判所